

栃木県社会教育関係団体連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県社会教育関係団体連絡会議（以下「社教団体連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 県内の社会教育関係団体相互のつながりを広げることにより、充実した社会教育活動を展開し、本県における生涯学習の振興と社会教育の推進を図るため、社教団体連絡会議を設置する。

(所掌事項)

第3条 社教団体連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育関係団体相互の情報交換に関すること。
- (2) 社会教育関係者の資質向上に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び社会教育の推進に関すること。

(構成)

第4条 社教団体連絡会議は、県内の社会教育関係団体で、第2条に規定する設置の趣旨に賛同し、参加を希望する団体で構成する。

(参加等)

第5条 社教団体連絡会議に参加を希望する県内の社会教育関係団体は、あらかじめ参加申込書（別記様式第1号）を事務局へ提出する。

2 社教団体連絡会議への参加を取りやめるときは、申出書（別記様式第2号）を事務局へ提出する。

(会議)

第6条 社教団体連絡会議は、事務局からの通知により、年1回程度開催する。

(事務局)

第7条 社教団体連絡会議の事務局は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課が務める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。